

公益社団法人
尾道法人会 広報

おのみち

No.151
2017年 春
S p r i n g



赤レンガ門柱の扉が開かれると そこは満開の花回廊
心が洗われ気分壮大 パワーUP 春の良き日に想う

大洋船具(株) 川辺 和洋

■ ふるさと納税制度・地方創生応援税制	P2・P3	■ 社長に聞く	P10
■ 新年研修会 交歓会	P4	■ 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	P11
■ 第17回 楽市楽座収益金 各学校へ寄付	P5	■ 支部だより	P12
■ 税に関する絵はがきコンクール 広島県法人会連合会 入選作品	P5	■ 着任あいさつ	P12
■ ワイン研修会開催 Part14	P5	■ 新会員ご紹介	P13
■ 平成28年度 租税教室希望校全校開催	P6	■ 行事予定	P13
■ 因島支部 経済講演会	P7	■ 川 柳	P13
■ 税のコーナー	P8・P9	■ 編集後記	P13

ふるさと納税制度

「税」という言葉が使われていますが、正確に言えば税の控除がある寄附金の制度と言えます。生まれ故郷など応援したい自治体を選んで寄附すれば、自己負担の二千円を除く金額が住民税などから控除される仕組みを言います。

控除限度額に余裕がある場合なら、5万円の寄附をした場合、4万8千円は所得税や住民税が減額され、実質の負担としては2,000円となります。一方で、自治体によっては、寄附金に対して、返礼品として地域の特産品である肉、山の幸、海の幸、米などの他、魅力的に商品を贈ってきてくれるという取扱いを行っています。

控除限度額に注意

ふるさと納税で注意が必要なのは、税額控除に限度額が設けられていることです。

課税所得金額に応じて、いくらの金額の寄附までが有利になるのかについて示すと、下記の通りです。

課税所得金額	寄付金の目安	課税所得金額	寄付金の目安
200万円	5万円	800万円	24万円
300万円	7万円	1,000万円	35万円
400万円	11万円	1,200万円	42万円
600万円	17万円	1,500万円	53万円

また、住宅ローン減税を受けている場合などは、税額控除額が別途あるため、計算結果が変わってくるので注意が必要です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度により確定申告不要に

ふるさと納税を促進し、地方創世を推進するために、確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。サラリーマンなどがふるさと納税を行った場合は、何の手続きもしなくてもふるさと納税の額にみあった税額控除が受けられる便利な制度です。具体的には、寄附を行う際に、自分の住所地に控除申請をしてくれるよう依頼すると、寄附を行った自治体が、住所地の自治体に必要事項を通知する仕組みとなっています。

ただし、5団体を超える自治体へふるさと納税を行った者や確定申告書の提出義務がある者等は、申請書を提出していてもワンストップ特例制度の適用対象外となります。



尾道市のふるさと納税告知チラシ

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

- ・税負担軽減のインセンティブを2倍に
- ・寄附額の下限は10万円と低めの設定

○寄附企業への経済的な見返りは禁止

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

2倍に

現行の軽減効果

→

↓

損金算入
(約3割)

税制控除
(約3割)

制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略
を策定

- 市
総合戦略
・○○事業
・△△事業
・◇◇事業

②地方公共団体^{※1}
が地域再生計画
を作成

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業

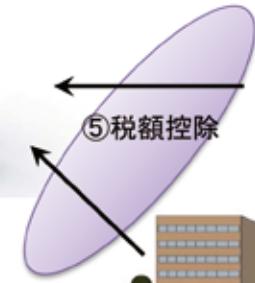
④寄附^{※2}



内閣府

③計画の認定

企業



国
(法人税)

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。
※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定された対象事業の事例

●農林水産振興

秋田県湯沢市……「地熱水を活用した高収益園芸作物の実証事業」

●観光振興

福島県いわき市…「いわきツーリズム魅力発信事業」

●地域産業振興

埼玉県所沢町……「住んでみたい、訪れてみたい所沢プロジェクト」

●少子化対策

静岡県富士宮町…「コンビニと連携したベビーステーションの普及と母力応援プロジェクト」

●人材の育成、確保

群馬県下仁田町…「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金事業～金融機関と連携した教育制度の充実施策」

●働き方改革

鹿児島県奄美市…「働きたい、暮らしたい、子育てしたい離島創生プロジェクト」

●まちづくり

栃木県宇都宮市…「LRT導入により魅力ある都市づくり事業」

※内閣府地方創生推進事務局のHP「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)対象事業の決定について」より

新年研修会・交歓会



美甘哲秀氏「2017年の国際情勢を読み解く」—戦後レジームのリセットが進む?—

トランプの経済政策

彼はクーデターで大統領に就いたのではなく、選挙で選ばれて大統領になった。

当然、公約は守ると言い、就任当初から移民政策で混乱を巻き起しました。

今後実施されるであろう経済政策には3つの柱があり①規制緩和②個人・法人減税③インフラ整備があり、各々で良い要素と悪い要素がせめぎ合うこととなります。



トランプ大統領の誕生

平成29年2月2日(木)午後4時30分から、尾道国際ホテルにおいて、100名が参加して新年研修会並びに交歓会が開催されました。

開会にあたり手塚会長は「新しい年の始まりにあたり元旦に年頭所感を書き、その1年を振り返って大晦日に年末所感を書くのだが、多くのことが出来ていいことで愕然とするのですが、世の中の動きもまた思った通りにはなりま

泡沫候補と思われたトランプがなぜ大統領になれたのか。彼のマーケティングが大成功した。全てのアメリカ人からの支持を得ようとは最初から考えていなかつた。

開会にあたり手塚会長は「新しい年の始まりにあたり元旦に年頭所感を書き、その1年を振り返って大晦日に年末所感を書くのだが、多くのことが出来ていいことで愕然とするのですが、世の中の動きもまた思った通りにはなりま

せん。今日は今後の世界情勢についてお話を伺いたいと思います。」と挨拶があり、五丁尾道税務署署長からご祝辞を賜り、美甘哲秀氏による「2017年の国際情勢を読み解く」と題した講演が行われました。

この後、富永尾道副市長の祝辞、福井

交歓会に移り懇談を深めました。

アメリカが永く守ってきた、国民の良識や理性を基盤として多様性を許容する社会から大衆迎合主義への変化が起こっている。

今までスポットライトが当たらなかつた中間所得層以下の白人層に対して「あなた達は悪くない。悪いのは職を奪う移民であり、低価格で押し寄せる輸入品である。」態度や言葉使いも彼らに寄せ「あなた達の力になれるのは私だ。」と訴え勝利した。

今年のキーワード「戦後レジームのリセット」
2017年ヨーロッパで大きな選挙があります。3月のオランダ総選挙、9月ドゥイツの議会選挙です。ここでアメリカで起きたようなことが繰り返されれば、4月～5月フランス大統領選挙、9月ド

不透明感の高い、予見可能性の低い世の中になつてゐるのは間違ひありません。柔軟に対応した経営の舵取りをお願いして講演を終わります。

ます。特にこれまで中道が中心だったフランス政治がどうなるかは注目です。

中国の新常态とポスト習近平

中国経済は、1970年代末に改革開放に転じたことをきっかけに、2010年までの約30年にわたって年率10%に近い高成長を遂げていたが、2010年代に入つてから成長率が急速に低下して2015年には6・9%にまで低下してきました。中国政府が高度成長から中高度成長に移行した中国経済の姿を新常态と表現しています。

国内に過剰な債務、生産設備、住宅を抱え、米中貿易摩擦も避けられそうになり、2017年秋に5年に一度の党大会が開催されます。ここで2022年に交代するであろう習近平国家主席の次が誰になるのかが見えてくるのですが、この中国国内の人事抗争が経済に影響を及ぼすこととなると思います。

また米中貿易摩擦の中でアメリカ国内のインフラ整備にはアメリカ製鉄鋼製品を使いなさい。といった特定国を狙つた政策を打ち出することも想像できます。

この後、富永尾道副市長の祝辞、福井交歓会に移り懇談を深めました。

尾道商工会議所会頭の乾杯のご発声で

第17回 楽市楽座収益金 各学校へ寄付



女性部会が11月3日(祝)に開催しており、ます楽市楽座の収益金を、下記の3校に寄付を行いました。「税に関する絵はがきコンクール」を行うにあたり各学校の児童はもとより、多くの学校関係者にご協力を頂いていることに対しても実施されています。児童に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらいたいという趣旨で、昨年より始めました。

今年は、尾道市木ノ庄西小学校と尾道市立瀬戸田小学校、世羅町立せらひがし小学校へ上野部会長、土山・塚本両副部会長で訪問し、日頃の租税教育に対するご協力への感謝を伝え寄付を贈呈しました。

この取り組みは県内各地でも実施されており、県内では18815作品(尾道671)の応募があります。

この中での入賞作品220

点が、広島福屋駅前店に1月26日から31日まで展示され、尾道から出展した3作品が金賞をはじめとする各賞を受賞しました。

受賞した児童の皆さん、おめでとうございます。



【金賞】

世羅町立せらひがし小学校 松崎 由実



【銅賞】

尾道市立日比崎小学校 博田 開



【女連協会長賞】

尾道市立瀬戸田小学校 加納 葉



このお話を聞いたとき、お話しの内容が非常に興味深く、また、知識を広げることができたので、とても有意義な時間でした。

このお話を聞いたとき、お話しの内容が非常に興味深く、また、知識を広げることができたので、とても有意義な時間でした。

このお話を聞いたとき、お話しの内容が非常に興味深く、また、知識を広げることができたので、とても有意義な時間でした。

このお話を聞いたとき、お話しの内容が非常に興味深く、また、知識を広げることができたので、とても有意義な時間でした。

このお話を聞いたとき、お話しの内容が非常に興味深く、また、知識を広げることができたので、とても有意義な時間でした。

このお話を聞いたとき、お話しの内容が非常に興味深く、また、知識を広げることができたので、とても有意義な時間でした。

ワイン研修会

Part 14

税に関する絵はがきコンクール 広島県法人会連合会 入選作品

税に関する絵はがきコンクール

ワイン研修会

Part 14

平成28年度租税教室希望校全校開催

【平成28年度 租税教室開催一覧表】

学校名	開催日	児童数	担当部員
尾道市立久保小学校	H29.2.3	25	鍛治川立章
尾道市立長江小学校	H29.2.2	19	佐藤 敏章
尾道市立土堂小学校	H28.12.19	40	高橋 武也
尾道市立栗原小学校	H29.2.8	93	宇根本 茂
尾道市立吉和小学校	H29.2.3	29	山本 浩矢
尾道市立山波小学校	H29.2.21	37	横原 勝
尾道市立日比崎小学校	H29.1.20	129	宇根本 茂
尾道市立三成小学校	H29.1.23	34	前田 佳宏
尾道市立木頃小学校	H29.2.14	10	佐藤 敏章
尾道市立木ノ庄西小学校	H28.9.5	4	前田 佳宏
尾道市立木ノ庄東小学校	大雨警報発令により、緊急下校の為中止		
尾道市立原田小学校	H29.1.23	5	高橋 武也
尾道市立高須小学校	H29.2.7	123	砂田 佳月 横原 勝
尾道市立西藤小学校	H29.2.10	22	高橋 武也
尾道市立百島小学校	H28.2.22	2	宇根本 茂
尾道市立浦崎小学校	H29.2.4	15	前田 佳宏
尾道市立栗原北小学校	H29.2.9	53	小松 芳樹
尾道市立向東小学校	H29.1.18	79	柿本 和彦
尾道市立御調中央小学校	H29.2.25	35	土山 八重子
尾道市立御調西小学校	H29.2.2	15	土山 八重子
尾道市立高見小学校	H29.2.9	20	岸上 幸由
尾道市立向島中央小学校	H28.12.9	64	岸上 幸由
尾道市立三幸小学校	H29.1.20	26	岸上 幸由
尾道市立因北小学校	H29.2.17	70	柏原 秀幸
尾道市立重井小学校	H28.11.24	22	柏原 秀幸
尾道市立瀬戸田小学校	H29.1.31	49	柏原 秀幸
尾道市立因島南小学校	H29.2.13	60	柏原 秀幸
世羅町立甲山小学校	H29.2.8	16	宮田 隆彦 荒谷 勝之
世羅町立せらひがし小学校	H28.7.12	27	宮田 隆彦 荒谷 勝之
世羅町立世羅小学校	H29.1.19	63	宮田 隆彦 荒谷 勝之
世羅町立せらにし小学校	H28.7.11	22	宮田 隆彦 荒谷 勝之
合計	30校	1,208名	

青年部会による平成28年度「租税教室」が各地で行われ、2月25日の尾道市御調中央小学校で最終の授業を行いました。本年度は大雨警報が発令され中止となつた1校を除く、尾道市と世羅町の公立小学校31校中30校で実施しました。受講した児童数は1208名となりました。

小学6年生を対象にした「租税教室」は、平成17年から尾道市・世羅町内5校で始まり本年まで続いています。

本年度は、青年部会内で検討を重ね自前のパワーポイントを作成し、世界と比較して現在の日本がいかに恵まれているのか、それを支えるのに「税」がどう役立っているのかを毎日目にする校舎や

道路、スーパー・マーケットなどの写真を交えながら児童に伝えてきました。

本年も、新たに数名の青年部会員や女性部会の会員も教壇に立ち、子供たちの真剣な眼差しに緊張しながら、税の大切さ、皆で助け合うことの大しさ、税の使われ方を伝え、部会員自身も大きな刺激を受け、有意義な時間となりました。

最後の授業となつた御調中央小学校では、児童と五丁尾道税務署長、手塚会長と共に事業終了を祝つて記念撮影を行いました。

最後に、開催にあたり準備段階より、快くご協力頂きました各学校の校長先生をはじめ、学校関係者の皆さんに心より感謝申し上げます。



因島支部 経済講演会

3月5日(火)芸予情報文化センターにおいて、因島

支部と因島商工会議所との共催で講演会を開催しました。3年前より因島支部が実施し村上支部長のもと各団体と協力しての事業実施となりました。

講師には経済ジャーナリスト須田慎一郎氏をお迎

えして『金融・経済どうなる日本～いま起こっていること、これから起ること～』と題して行われ、年間を通して日本全国120回を超える講演を行うなかで、どこに行つても聞かれる「安倍政権で4年が経つたが、他の地域は解らないが景気回復は私たちの方では実感できない」という疑問に答えたいと話しが始められました。

アベノミクス第1幕の失敗

第2次安倍政権発足時にアベノミクス3本の矢として①異次元の金融緩和(黒田バズーカー)②大規模な公共投資③規制緩和による成長戦略を打ち出します。

しかし、これら施策もデフレ脱却とはならず円安誘導を招くこととなり、日本の主要産業である輸出企業(車・電気・機械)のみが喜び、関連企業の中小零細企業への利益配分が起こらなかつた。

一億総活躍社会

それでは、ここから先どうやつて日本を立て直していくのか、全く世間に説明されていないが安倍首相にはプランがある。それが「一億総活躍社会」である。

平成27年9月自民党総裁選に再選を果たし向こう3年間の基本方針を発表しています。『アベノミクスは第2幕に入ります。「一億総活躍社会」を目指す。①GDP2020年までに600兆円へ②出生率1・41を2025年までに1・8へ③介護離職者0へ』随分と地味な目標を掲げたなあと感じたものです。

これらの政策を実現するためには、女性や高齢者といった人々を労働者として活躍してもらう必要があります。その為に税と社会保障の改革を行い、高齢者の基準の引き上げも行われるでしょう。働ける人はしっかりと働いてもらって、稼いでもらって、使ってもらう。こうすることで世帯単位の収入を上げようと考えています。

これから起ること

最近目立つものとして、かつては保険販売などの

一部業種に限っていた女性の営業職、外回りの人が増えている。従来の紳士服市場が縮小する中、女性向けスーツ市場が倍々ゲームで膨らんでいる。

また急成長産業としてぬいぐるみや置物、靴下、CD、トラベル用品などなど雑多なものを取り扱う

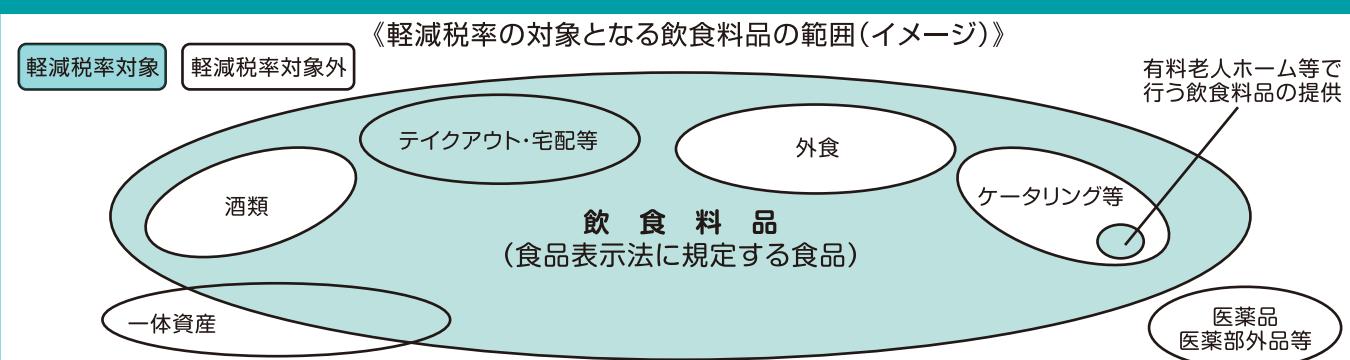
雑貨屋が都市部を中心にどんどん増えている。ここに働く女性が仕事帰りに「癒されに」「リフレッシュ」の為に訪れる。かつて男性社会なら赤ちようぢんやパチンコだった位置に雑貨屋が入り込んでいる。皆が働いて稼げば必ず需要ニーズが高まります。

しかし、従来の延長線上にはありません。発想の転換が必要で、新しいニーズに対応した新しい市場が作られ、これがこれからの日本の成長となります。全く違うことをやるのではなく、変化に対応することでも、ちょっと手を伸ばせば新たな市場はあります。景気回復が実感できるよう、どのような消費が生まれるのか考えましょう。と語られました。



閉会の挨拶をする村上因島支部長

1 軽減税率の対象となる品目(つづき)



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存(区分記載請求書等保存方式) (平成31年10月～平成35年9月)

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

課税事業者・免税事業者の方

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額(税込み) ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

(注)1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

○○御中

請求書

平成31年11月分 87,200円(税込)

11/1 牛肉	※	5,400円
11/3 小麦粉	※	2,160円
⋮ ⋮		
11/27 しょうゆ	※	3,240円
11/30 ビール		6,600円
合計		87,200円
		(10%対象 44,000円) (8%対象 43,200円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載(例えば、税率(8%)の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載)

② 税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載

(参考)
取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。



平成31年10月1日～

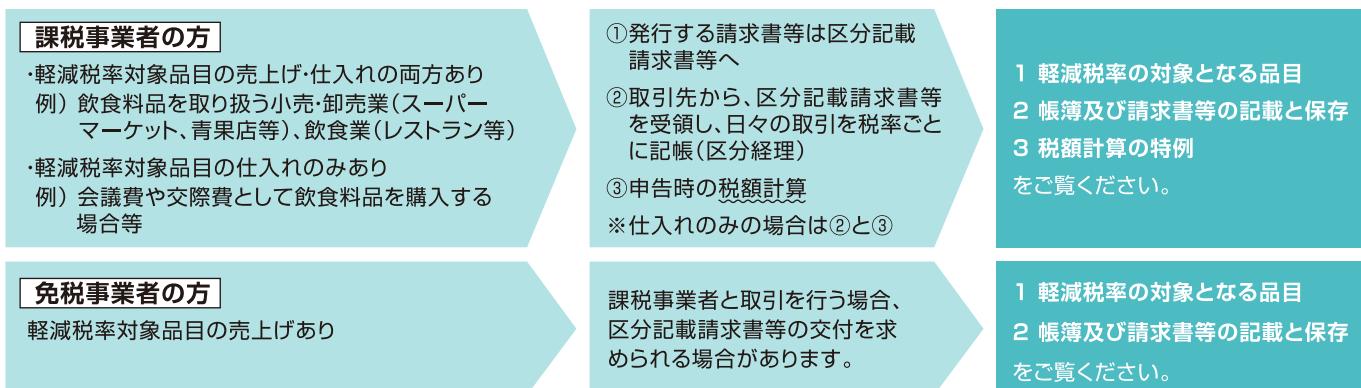
消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日(消費税率の引き上げと同時)
消費税率等	標準税率は10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 ^{(注)2.2%} ） 軽減税率は 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 ^{(注)1.76%} ） ^(注) 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくことになります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^{(注)1}の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^{(注)2}の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。 <p>(注)1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります(適格請求書等保存方式)。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。

《消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点》

内容	改正前	改正後(平成28年11月改正)
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い(売上げ)がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～



1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く。)をいい、一定の一体資産を含みます。
なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの(定期購読契約に基づくもの)。



社長に聞く Vol.135

日本食の うま味を支える「昆布」

株式会社 山石

社長 山本 修さん

协会の会長も務められ業界のまとめ役としても活躍されています。また広島珍味食品協同組合の理事長にも就任されており、今年の五月には珍味組合全国大会を尾道に誘致され250名余が日本各地から集まる予定だそうです。尾道の経済人らしく尾道の魅力の発信と地域の活性化にも業界を通じて努力されている姿がうかがえます。

「日本の食文化を支える」

江戸時代に北前船の寄港地であった尾道には多くの北海道の产品と共に昆布が届くようになり、昆布やその加工品の佃煮等を製造・加工する会社が数多く誕生しその多くが今でも尾道には残っています。歴史と文化を大切にする尾道の風土が老舗の継続を支え、日本の食文化の一端を担っているともいえると思います。

も残つて、いくことを望んでおられます。栄養豊富で天然の調味料とも言える昆布の食文化を次世代にも必ず継承していくたいと強く感じているそうです。子供たちに日本食の大切さと素晴らしさを理解してもらうために地元の小学校での食育教室で講師を務めるなど積極的に普及活動にも努めておられます。

どで昆布の消費も減つてきていますが、海外では和食ブームに乗つて、その味や表記でも kombuとして英語の辞書に載るようになつたそうです。世界に認められている素晴らしい日本の食文化に欠かせない天然素材の昆布が今後も現しまる日本の食文化について、

るというのが現状だそうです。天然の食材ですから天候等によつても毎年の収穫量が大きく変動しそれによつて価格も変わらるようですが、相場等に左右されにくく製品価格の維持と商品の安定供給のために、尾道流通団地に乾燥昆布400トンを保管できる倉庫を作られたそうです。

昆布の歴史は古く、万葉集にも出てくるそうで日本人の食文化に古くからかわってきた歴史があるそうです。山本社長の情熱によって今後も世界に誇れる日本の食文化が次世代にも継承され、我々においしさと健康を届けてもらえるものと確信しました。

日本で有名ですが、昆布の消費量が多いことも関係があると言われているそうです。昆布には特に豊富な食物繊維や鉄分、カルシウムなどが含まれていますが、その他にも腸内環境を整えてくれたり、糖尿病の予防に役立つなどが分かっています。

皮膚に潤いを与えて肌を美しくする効果がある。そこで美容にも効果があることが知られています。また昆布は低カロリーながらビタミン・ミネラルが豊富なヘルシー食材でダイエットフードとしては理想的との評価も受けています。健康面では生活習慣病への対策として高血圧、脳卒中の予防に効果があるとされています。中尾君は

美と健康を支える日本のソウルフードとしても新聞等に特集が組まれるほど最近では注目されているようです。昆布に多く含まれるヨウ素(ヨード)は新陳代謝を促すホルモンの主成分で

「美と健康を支える」日本のソウルフード

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成29年度税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われるとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成29年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ·中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ·中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ·中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ち本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ·中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)については、「中小企業経営強化税制」として改組され、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備が対象に追加されました。 ·中小企業投資促進税制については、適用期限が2年延長されました(対象資産から器具備品を除外)。

3. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ·地域経済と雇用の担い手である中小企業には、依然としてアベノミクス効果が浸透していないとの声が多い。相乗効果が期待された地方創生との関連でも、その成果を目に見える形で示していくべき。 ·償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。 ·地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ·中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例(課税標準を最初の3年間は価格の2分の1とする)措置については、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具、備品等が追加されました。 ·地方拠点強化税制については、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額が引き上げられる等の拡充措置が講じられました。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ·本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ·非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件が緩和されました。

2. 取引相場のない株式の評価の見直し

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ·円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ·取引相場のない株式の評価(類似業種比準方式)については、配当、利益、簿価 純資産の比重を1:1:1(改正前1:3:1)とするなど株式の算出方法の見直しが行われました。

【その他】

1. 震災復興

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ·今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ·これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤が整備されました。

支部だより

生口支部



3月7日(火)、高知県仁淀川、高知市内を散策し、刃物館をめぐる旅行に行ってきました。

御調支部



3月11日(土)、津和野へ視察研修に行きました。

向島支部・御調支部・生口支部

新春経済講演会

「広島カープのリーグ優勝とカープ女子の誕生と経済効果」

〈講師〉作家・TVコメンテーター 迫 勝則氏

2月2日(木)、市民センター向島コロ文化ホールにおいて、尾道しまなみ商工会が主催し向島・御調・生口支部が後援する講演会が開催されました。

講師に作家・TVコメンテーターの迫勝則氏をお迎えし「広島カープのリーグ優勝とカープ女子の誕生と経済効果」の演題で昨年25年ぶりにリーグ優勝を果たし、マツダスタジアムの観戦チケットはプレミアム化した裏にある球団の経営戦略をお話いただきました。

プロ野球を取り巻く環境の変化への対応、地域にとってのカープのあるべき姿を考え抜いた経営戦略はグラウンドの中の野球とは違うカープの面白さを感じられる講演となりました。

着任あいさつ



大同生命広島支社 営業推進部長
杉本 浩



大同生命広島支社 福山営業所長
中川 亮

尾道法人会の皆様、いつもお世話になっております。4月1日に着任いたしました大同生命広島支社、営業推進部長の杉本 浩(すぎもと ひろし)と福山営業所長の中川 亮(なかがわ まこと)です。今年度より、福山営業所から貴会を担当させていただくこととなりました。

地元に営業所がなくなり不安に感じいらっしゃる方もいらっしゃるのではないかと思いますが、「中小企業をトータルで守る」をモットーに、今まで以上に貴会のお役に立てるよう厚生制度推進に取り組んでまいりますので、前任者同様のお引き立てをたまわりたくよろしくお願ひ申し上げます。

このたび、4月1日付の組織変更により広島支社尾道営業所を閉鎖させていただきました。

今後の各種ご照会等につきましては、大同生命コールセンターおよび広島支社福山営業所までお願ひいたします。皆さま方には、ご不便をおかけいたしますが、引き続き万全のフォローで臨んで参りますので、今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

各種ご照会・お申し出は

[コールセンター] ☎ 0120-789-501

大同生命保険株式会社 広島支社福山営業所

〒720-0812 広島県福山市霞町1-2-11 太陽生命福山ビル6F TEL084-922-0399 FAX084-920-1037

新会員ご紹介

平成29年4月10日現在 会員数1,974社

支 部	法 人 名	所 在 地	業 種
尾道中	(株)K's Glass	尾道市防地町26-15	自動車ガラス販売
尾道北	(株)子迫電工	尾道市美ノ郷町本郷4022	電気工事業
向 島	(一社)尾道市体育協会	尾道市向島町11098-289	サービス業
因 島	(株)藤井工業	尾道市因島大浜町2099	舶用部品の加工
	(有)ミツモト	尾道市因島中庄町1356-3	コンビニエンスストア経営
世羅郡	(有)イマタニ	世羅郡世羅町大字下津田1688-4	製造業
生 口	(株)JITTECK	尾道市瀬戸田町高根93-1	造船下請

行事予定

月	日	曜日	行 事 名	場 所
5月	11	木	総務委員会・財務委員会合同会議	尾道商工会議所 301号室
			会計監査	尾道法人会 事務局
	15	月	因島支部総会	ホテルいんのしま
	22	月	第1回 理事会	グリーンヒルホテル尾道
	25	木	第2回 総務委員会	尾道商工会議所 301号室
			第6回 通常総会	尾道国際ホテル
	29	月	第2回 理事会	尾道国際ホテル
			第3回 総務委員会	未定
6月	9	金	青年部会 第1回例会	未定
	22	木	県法連 第5回通常総会	リーガロイヤルホテル広島
7月	2	日	生口支部 海浜清掃ボランティア活動	瀬戸田町サンセットビーチ
	11	火	租税教室	せらひがし小学校
	12	水	租税教室	せらにし小学校
			第2回 広報委員会	未定
			世羅郡支部 会員親睦事業	農事組合法人 世羅大豊農園
9月	27	水	中法連 第42回定期総会	ANAクラウンプラザホテル広島
			第3回 理事会	未定
			第3回 広報委員会	未定
			第4回 総務委員会	未定
			女性部会 視察研修	未定

※平成29年4月10日現在の予定につき、日程が変更となる場合がございます。

編集後記

黒田と澤崎

この広報誌発刊の頃には、すでにプロ野球の公式戦が始まりカープはV2と日本一を目指し奮闘中と思います。昨年の優勝は広島に多くの感動を呼びましたが、その中心に引退した黒田がいたのは衆目の一致するところです。黒田の球史は素晴らしいのは勿論ですが、その黒田に影響を与えた同期の澤崎についてはあまり記憶に残っていないと思います。澤崎は1997年に大卒の同期で入団しました。ドラフト順位は澤崎が1位で黒田が2位でした。両者とも即戦力としての期待が大きく1年目から先発ローテーションに入り活躍しましたが、澤崎が12勝し新人王を獲得したのに対し黒田は6勝12敗に終わりました。黒田は同期で差がついたので焦ったのでしょうか、2年目は無理をしてかがをしてしまい1勝で終わります。そしてそこから黒田は這い上がり、その後の大活躍は言うまでもありません。黒田の200勝にはライバル澤崎との争いに敗れた経験が生かされていると思います。一方澤崎はリリーフに転向するもあまり成績を残せず、8年で現役生活を終えますがその引退の場面を覚えている人はいないと思います。私は偶然その場にいました。澤崎は引退のシーズンは2軍にいましたが、最終戦に1軍に登録され最後の登板の機会を待っていました。私の近くには奥さんと澤崎のユニフォームを着た小学生の長男がいました。しかし試合展開で登板できず、長男の悔しそうで悲しそうな顔を忘れることができません。黒田と澤崎はカープの優勝に貢献しました。私は偉大な選手として、澤崎は2軍投手コーチとして、素晴らしい同期の両者にカープファンは心より感謝して、今期の新たな戦いを応援しましょう。

(M·M)

・気まずさを意識してから出来た壁
・ストレスを払う心の窓を拭く
・会社ボス家に帰ればただの人
・免許証を書き換えるごとに変る顔
・新幹線こだまはいつも待ちぼうけ

川柳

因の島ガス(株)村上祐司

平成29年度
税制改正

配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

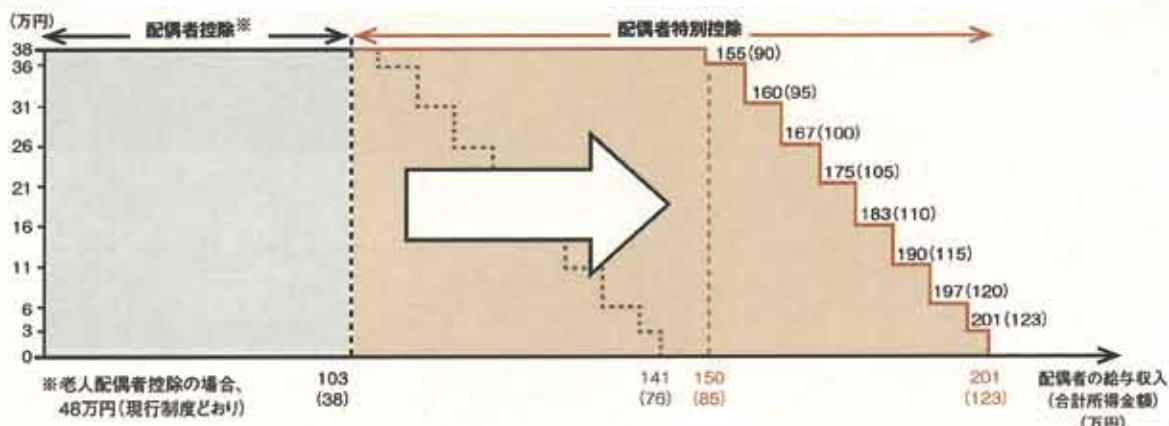
働きたい人が就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。

※平成30年分以後の所得金額について適用されます。

納税者本人の受けける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が、150万円に引き上げられます（現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円）。

（例）納税者本人の給与収入が1,120万円以下（合計所得金額が900万円以下）の場合



納税者本人の所得制限

配偶者控除の適用される納税者本人の収入制限が設けられ、給与収入が1,120万円（合計所得金額が900万円）を超える場合には以下の表のとおり控除が遞減・消失する仕組みとなります。

配偶者の給与収入（合計所得金額） ➤ (単位：万円)

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除*	配偶者特別控除										
		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (~123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—	
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—	
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—	
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

*老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①~1,120万円（~900万円）の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円（900~950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円（950~1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。